

燃油価格高騰緊急対策Q & A (もくじ)

令和3年11月

○ 全般関係

| No. | 問 |
|-----|--|
| 1 | 燃油価格高騰緊急対策の目的は何ですか。 |
| 2 | 本対策の事業期限はいつまでですか。 |
| 3 | 事業期限の延長ではなく、恒久措置とするべきではありませんか。 |
| 4 | 令和2事業年度からの改正点を教えてください。 |
| 5 | 令和2事業年度の改正については、いつから対象になりますか。 |
| 6 | 燃油価格高騰緊急対策では、どのような取組を支援するのですか。 |
| 7 | 事業のスキームを教えてください。 |
| 8 | 支援対象者はどのような組織を想定しているのですか。 |
| 9 | 支援対象者の要件を教えてください。 |
| 10 | 農業従事者とはなんですか。 |
| 11 | 農業従事者が5名以上だと何ができるのですか。 |
| 12 | 「受益農家及び事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること」とありますが、どのような書面が必要で、誰が確認するのですか。また、その書面は提出の必要がありますか。 |
| 13 | 受益農家、事業参加農家が変更となった場合の処理を教えてください。 |
| 14 | リース事業における補助金返還について |
| 15 | 補助対象期間(7年間)終了後の省エネ設備の処分はどのようになりますか。 |

○ 県協議会関係

| No. | 問 |
|-----|--|
| 1 | 事業実施者となる協議会はどのような組織ですか。必須となる構成員はありますか。 |
| 2 | 協議会をまだ設立していない場合、どうしたらよいでしょうか。 |
| 3 | 協議会で、セーフティネット構築事業及び推進事業の事業主体からの補助金は、分けて管理する必要がありますか。 |
| 4 | 協議会の資金造成に対する事業主体からの助成はどのように行われるのですか。 |
| 5 | 他の事業等の協議会と兼務(2枚看板)することはできますか。 |
| 6 | 協議会の事務費は手当でされるのでしょうか。 |
| 7 | 協議会が備えるべき要件は何ですか。 |

○ 省エネルギー推進計画関係

| No. | 問 |
|-----|--|
| 1 | 省エネルギー推進計画とはどのようなものですか。 |
| 2 | 目標とはどのようなものですか。 |
| 3 | 省エネルギー推進計画を策定することによってどのようなメリットがあるのですか。 |
| 4 | 省エネルギー推進計画の策定主体(本対策における産地規模)の考え方を教えてください。 |
| 5 | 省エネルギー推進計画の対象期間、国による支援事業の対象期間の考え方を教えてください。また、本対策における事業年度の考え方を教えてください。 |
| 6 | 燃油使用量の削減目標(15%以上削減)の考え方を教えてください。 |
| 7 | 削減率の計算の考え方を教えてください。 |
| 8 | 現在使用量とは、どのように考えるのですか。 |
| 9 | 昨年、事業に参加しなかったが新規と継続どちらで計画すればいいのですか。 |
| 10 | 省エネルギー推進計画に3年以上取り組んだ支援対象者を解散し、再度新たな支援対象者を構成して、本対策に加入しようとした場合は、新規の支援対象者として、10a当たり燃油使用量の15%削減に取り組むこととなるのか。 |
| 11 | 燃油使用量の削減目標達成に向けた取組手段の考え方を教えてください。 |
| 12 | 新規の省エネルギー推進計画の策定において、15%以上の削減目標のうち10%については「省エネルギー生産管理チェックシート」の実践で対応できますが、残りの5%の削減はどのように取り組めば良いのですか。 |
| 13 | No.7の取組手段において、例えば、局所(株元・生長点)加温技術による省エネ対策、低温適応性品種への転換といった省エネ対策を目指達成のための取組として位置づけられませんか。 |
| 14 | 根拠資料は何を提出すれば良いのですか。 |
| 15 | 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標(▲15%以上)の算定方法を教えてください。 (新規参入者など)現在は加温設備を利用してない農家でも、省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができます。 その場合、当該農家の省エネ対策実施前の燃油使用量はどのように設定するのですか。 |
| 17 | 先行して省エネ設備を導入・利用するなど、これまでに産地の省エネ化に貢献してきたにもかかわらず、今後更なる取組により燃油使用量を大幅に削減することは難しく、省エネルギー推進計画の審査上不利にならざるを得ませんか。 |
| 18 | 過去に本事業に取り組んだ生産者が、本事業に、再度加入する場合の現在使用量はどのように考えればよいのですか。また、省エネルギー推進計画の燃油使用量削減目標について教えてください。 |
| 19 | 省エネルギー推進計画の申請・承認手続は誰がどのように行うのですか。 |
| 20 | 省エネルギー推進計画の審査はどのように行われるのですか。 |

| | |
|---|--|
| 21 | 例えば、3戸の施設園芸農家で省エネルギー推進計画を策定する場合、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも可能ですか。 |
| 22 | 例えば、大規模経営を行っている1戸1法人や単体の会社組織は、省エネルギー推進計画の策定主体になれませんか。 |
| 23 | ① 例えば、計画参画者が健康上の理由で取組を続けられなくなった場合など、省エネルギー推進計画の変更は認められますか。 ② また、既に省エネ推進計画が承認されている場合、新たな事業年度分の申請時に、産地で合意が得られた取組を追加した現行計画の変更を行うことは可能ですか。 |
| 24 | ① 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」とは、何ですか。 ② 前年に実施した項目をチェックすれば良いのですか。また、今回から新たに取り組むことでも良いのですか。 ③ 例えば、何項目以上実践といったノルマが課されるのですか。 ④ 温室毎にチェック・提出する必要がありますか。 |
| 25 | 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標の達成状況について、評価または報告の義務はありますか。 |
| 26 | 目標年度までに、策定した計画を達成出来なかった場合であっても、引き続き本対策に加入することは可能ですか。 |
| 27 | 計画申請に向けて、産地で準備すべきことや手順、スケジュールを教えてください。 |
| 10a 当たり燃油使用量を削減する取組関係 | |
| 28 | 燃油使用量15%以上削減を超過達成した場合、『10a当たり燃油使用量を更に15%削減』する取り組みは、困難ではないか。例えば、燃油使用量の40%削減を達成した支援対象者は、そこから更に15%削減することとなるのか。 |
| 29 | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践による燃油使用量10%削減は、引き続き見込むことが可能か。 |
| 30 | 省エネルギー等対策推進計画において、燃油使用量15%以上の削減目標のどのように取り組めば良いか。 |
| 単位生産量当たり燃油使用量を削減する取組関係 | |
| 31 | 省エネルギー等対策推進計画において、単位生産量当たりの燃油使用量15%以上の削減目標のどのように取り組めば良いか。 |
| 32 | 支援対象者内で、複数の品目を生産している場合、生産量の合計は、どのように記載すれば良いか。 |
| 33 | 省エネルギー推進計画に、『支援対象者A』として、3年間取り組んだが、事業参加者が複数の品目を生産しており、集計等が煩雑になることから、省エネルギー等対策推進計画を策定するにあたって、一度『支援対象者A』を解散し、『支援対象者A(トマト部会)』、『支援対象者A(きゅうり部会)』、『支援対象者A(その他品目部会)』の3つの支援対象者として、取り組むことは可能か。 |
| 34 | 複数の品目を生産している支援対象者が、単位生産量当たりの燃油使用量を15%以上削減に取り組む場合、目標とする削減率は、記載したそれぞれの品目で15%以上を満たす必要があるか。 |
| 35 | 生産量について、花きのように、重量による把握が困難な場合は、どのようにすれば良いか。 |
| 36 | 一定面積のハウスで、5号～7号のような大きさの異なる鉢物を生産しており、毎年その比率が変わらるような場合は、どのようにすれば良いか。 例えば、最終年に7号のような大きな鉢物の割合が増加した場合、鉢数が減少することから、達成が困難になるのではないか。 |
| 37 | 生産量の向上に関する根拠資料が必要になると思われますが、どういったものが必要か。 |
| 38 | 生産量ではなく、生産額当たりの燃油使用量を削減する取り組みについては、認められないのか。 |
| 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する取組関係 | |
| 39 | 備蓄タンクを活用した燃油コストの変動抑制とは、具体的にどのような取組か。 |
| 40 | 備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動を抑制する場合、備蓄した燃油は目標年度までに販売する必要があるのか。 |
| 41 | 支援対象者として燃料備蓄タンクは所有していないが、リース等で燃料備蓄タンクを借りて、燃油コストの変動抑制に取り組んでも構わないか。 |
| 42 | 燃油コストの変動を抑制する取り組みについては、金融商品の活用と備蓄タンクの整備のみが該当するのか。 |
| 43 | 民間の金融商品を活用し、燃油コストの変動抑制に取り組む場合、リスクヘッジする原油価格や気温等についての基準があるのか。 |
| 44 | コールオプション取引について、「原油」ではなく、本事業で対象となる「A重油」や「灯油」を対象とする取引が存在しているのか |
| 45 | オプション取引によるリスクヘッジの考え方如何。 |
| 46 | 原油価格が権利行使価格を下回った際には、プレミアム(オプション料)を支払うこととなり、損失が発生するのではないか。 |
| 47 | 施設園芸農家でコールオプション取引や天候デリバティブ活用し、燃油コストの変動抑制をいるような事例はあるのでしょうか。 |
| 48 | 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動抑制に取り組む計画を策定したものの、市況の動向を踏まえ、購入を見送ることがあってもよいか。 |

○ 施設園芸セーフティネット構築事業関係

| No. | 問 |
|---------------|--|
| 全般 | |
| 1 | セーフティネットの対象となる期間は具体的に何月から何月ですか。 |
| 2 | 対象となる油種は何ですか。 |
| 3 | A重油や灯油と同様に、木質バイオマスも補てんの対象とすることができますか。 |
| 4 | 灯油について、施設園芸の用に供するものとそれ以外の用に供するものをどのように区分すればよいのですか。 |
| 5 | セーフティネットの発動基準価格は具体的にいくらでしょうか。 |
| 6 | 基準価格は今後も更新するのですか。 |
| 7 | 補填対象の燃油数量は、どのように考えればよいのですか。 |
| 8 | 加温期間はいつからいつですか。 対前年加温期間平均価格は、いつ分かりますか。 |
| 9 | 積立の単価は個々の農業者が選択できるのですか。 |
| 10 | セーフティネット発動の判定は何時、どのように行うのですか。 |
| 11 | セーフティネットが発動した場合、補填金はいつごろ支払われるのですか。 |
| 積立契約関係 | |
| 12 | 積立契約とは何ですか。 |
| 13 | 積立契約はいつ結ぶのですか。 |
| 14 | 複数の積立契約を結ぶことができますか。 |
| 15 | 加入組織は、積立契約が締結された証拠として、手元にどのような書類を持つことになりますか。 |

| | |
|------------------|--|
| 16 | 加入組織(及びその構成員)が提出した書類に虚偽の記載があった場合など、加入組織が積立契約上の義務を怠った場合にどのように対応するのですか。 |
| 17 | 加入組織の名称や住所が変更された場合には、どのように対応するのですか。 |
| 数量申込関係 | |
| 18 | 数量申込みとはどのようなものですか。 |
| 19 | 数量申込みはいつ行うのですか。 |
| 20 | 申請する数量はどのように決めればよいのですか。 |
| 21 | 数量申込みで申し込んだ施設園芸用燃料の購入予定数量は変更できるのですか。 |
| 22 | 申し込む数量の単位は何リットルですか。 |
| 23 | 申し込む数量の上限及び下限はあるのですか。 |
| 積立関係 | |
| 24 | 積立はどのように行うのですか。 |
| 25 | 積立の額はどのように算出するのですか。 |
| 26 | 数量申込書の積立金の額は、何円単位で記入するのですか。 |
| 27 | 積立金に対する税制の優遇措置はないのですか。 |
| 28 | 積立金は、税務上、経費に該当するのですか。また、解約により積立金が返還された場合、税務上、どのような扱いをすればよいのですか。 |
| 29 | 補填があった場合、積立額はどうなるのですか。 |
| 30 | 積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。 |
| 購入数量の報告関係 | |
| 31 | 月ごとの施設園芸用燃料の購入数量とは何のことですか。 |
| 32 | 納品書を紛失した場合はどうすればよいのですか。 |
| 33 | 購入実績報告の際、数量設定した燃油を全量施設園芸用に使用したか不明な場合や納品伝票を紛失した場合はどのようにしたらよいのですか。 |
| 34 | 月ごとの購入実績について、報告後に修正できますか。 |
| 35 | 翌月以降における補填の可能性を留保しておくため、購入実績の報告を意図的に少ない数量で行うことは可能ですか。 |
| 36 | 数か月先に使用する燃油も含めて購入した場合、セーフティネットの対象となる燃油量をどう判断するのでしょうか。 |
| 37 | 気温が低かったことから、申込み数量以上の燃油を使用したのですが、セーフティネットの対象となりますか。 |
| 38 | 口座振込の場合、購入実績の報告に必要な書類はどのようなものですか。 |
| 補填関係 | |
| 39 | 補填金は、税務上どのような扱いになるのですか。 また、課税事業者の農業者が補てん金を受けた場合、仕入れに係る消費税相当額の取扱いはどうなりますか。 |
| 40 | 補填金の送金手数料は誰が支払うのですか。 |
| 41 | 支払われた補填金を加入組織でプールしても構いませんか。 |
| 42 | 補填金は、何円単位で支払われるのですか。 |
| 43 | 補填単価が著しく少ない場合も想定されるが、こうしたときにも必ず補填は行われるのか。 |
| 44 | 補填金が支払われないのはどのような場合ですか。 |
| 45 | 補填金交付対象とならなかつた当該月の購入数量は、次回の補填に当たり、加入当初に設定した燃油購入予定数量から控除されるのですか。 |
| その他関係 | |
| 46 | 積立契約は解約できますか。 |
| 47 | 複数の加入組織に参加し複数の積立契約を持つ者については、補填の実施に際して購入数量実績がダブルカウントされる可能性がありますが、防止措置はあるのですか。 |
| 48 | 申請時期はどのようにりますか。 |
| 49 | きのこ類は対象になりますか。 |
| 50 | 野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家は対象となりますか。 |
| 51 | 施設園芸に新規に参入した者や、新たに施設を増設した者についても対象になりますか。 |

施設園芸等燃油価格高騰対策Q&A

令和3年11月版

○ 全般関係

| No. | 問 | 回 答 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1 | 施設園芸等燃油価格高騰対策の目的は何ですか。 | 施設園芸及び茶(荒茶生産)(施設園芸等)の場合、水稻などの土地利用型作物と比べて、経営費に占める燃料費の割合(2~3割程度)は漁業(2割程度)と同等に極めて高い割合を占めています。 このため、産地ぐるみでヒートポンプ等の省エネ機材の導入等による省エネ化を進めるとともに、燃油価格の高騰に備えるセーフティネットを構築することにより、燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営構造への転換を図ることを目的としています。 |
| 2 | 本対策の事業期限はいつまでですか。 | 事業期限を3年間延長し、令和4事業年度が期限となりました。 |
| 3 | 事業期限の延長ではなく、恒久措置とするべきではないか。 | 本対策は、施設園芸農家が燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換を進める間の下支えを目的としていることから、恒久措置には馴染まないものと考えています。 施設園芸は、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種です。一方、施設園芸農家は、省エネ設備や生産性向上設備の導入により、燃油使用量の省エネルギー化を図ることも可能です。 |
| 4 | 令和2事業年度からの改正点を教えてください。 | 今回の事業期限延長と併せて実施した、主な改正点は以下のとおりです。 ① 対象期間の選択(10月から翌6月) ② 発動基準価格の変更(7中5平均×100%) ③ 補填対象数量の導入(購入数量×70%) ④ 特例措置内容の変更(価格から数量に) ⑤ 急騰特例措置の発動する上昇率の変更 ⑥ 加入要件の変更 |
| 5 | 令和2事業年度の改正については、いつから対象になりますか。 | 上記①、⑤については令和元事業年度(R2.1~)から、 ②、③、④、⑥については令和2事業年度から対象となります。 |
| 6 | 施設園芸等燃油価格高騰対策では、どのような取組を支援するのですか。 | 本対策では、次の2つの事業により支援を行います。 (1)施設園芸セーフティネット構築事業 施設園芸の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するため、燃油価格の高騰時に補てん金を交付するための資金の造成に対し支援します。 (2)茶セーフティネット構築事業 茶の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するため、燃油価格の高騰時に補填金を交付するための資金の造成に対し支援します。 |
| 7 | 事業のスキームを教えてください。 | 本対策は、「国→事業主体(全国団体)→事業実施者(県域協議会)→支援対象者(農業者組織)」というスキームで実施します。 本対策は平成24年度補正予算により「15ヶ月予算」の考えのもと平成25年度までの実施期間となっていましたが、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、令和4事業年度末まで実施期間を延長しました(令和元年12月措置)。国の予算は、全国団体として公募により採択した(一社)日本施設園芸協会が事業主体となり基金を造成・管理します。 また、都道府県を区域とする協議会が事業の実施者(「事業実施者」といいます。)となり、農業者の申請を取りまとめたり、事業で必要な資金の造成・管理、支援対象者からの申請の審査を行います。 本対策の事業に取り組みたい施設園芸若しくは茶業を営む皆さまは、産地において、対策の支援の対象となる組織(「支援対象者」といいます。問4、5を参照。)をつくり、産地の省エネルギー等を進めるための計画(「省エネルギー等対策推進計画」といいます。)と事業の実施計画を策定し、事業実施者の県域協議会に申請し、承認を受けて実施することになります。 |
| 8 | 支援対象者はどのような組織を想定しているのですか。 | 支援対象者は、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が3戸以上又は農業従事者が5名以上集まった組織であり、具体的には農業協同組合等を想定しています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 9 | 支援対象者の要件を教えてください。 | 支援対象者は以下の要件を満たす必要があります。 (1)野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。 (2)事業参加者が3戸以上又は代表者を含めた農業従事者が5名以上であること。 (3)省エネルギー等推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減する等の目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。 (4)農業協同組合等以外の任意組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。 |
| 10 | 農業従事者とはなんですか。 | 農業(販売・加工等を含む)の常時従業者(原則年間150日以上)を指します。また、常時従事者とは、事業者と期間の定めのない雇用契約を取り交わす者であって、農地法施行規則第9条の常時従事者の判定基準を満たす者(ただし、非正規雇用者(期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態。臨時社員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等)は除く。)です。 |
| 11 | 農業従事者が5名以上だと何ができるのですか。 | 平成30事業年度から新たに農業の常時従事者5人以上、並びに代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等については、1戸でも支援対象者となることができることになりました。 |
| 12 | 「受益農家及び事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること」とありますが、どのような書面が必要で、誰が確認するのですか。また、その書面は提出の必要がありますか。 | ① 当該書面については、支援対象者が事業主体又は事業実施者へ提出する事業実施計画書への添付は義務づけられていませんが、支援対象者等が確認に必要であると判断した場合には、提出してください。 ② なお、書面等とは、加温期間に当該品目の出荷を行っている旨が確認できる出荷伝票、及び、加温期間に当該品目を栽培していることが分かる施設写真、施設の位置図等が考えられ、これらにより支援対象者が構成員の個々の農家について確認できることが必要です。 |
| 13 | 受益農家、事業参加農家が変更となった場合の処理如何。 | 本対策では、事業途中での事業参加農家の変更是認めていませんが、事業参加農家が法人化した場合、又は経営移譲した場合には、例外として変更を認めています。変更された事業参加者から支援対象者経由で協議会へ届出を提出することとなります。様式は各協議会で適宜対応願います。 また、27事業年度以前に省エネ設備リース導入支援の受益農家は、リース契約期間(概ね7年間)中において、法人化した場合や経営移譲した場合は、変更したリース契約書と共にリース契約変更届を協議会へ提出して下さい。 |
| 14 | リース事業における補助金返還について | 平成27事業年度以前に実施した省エネ設備導入支援事業は設備導入後概ね7年間の補助事業の遂行義務が生じていますので、その期間中に設備を導入した受益農家が何らかの事情(死去、病気、離農など)で事業を遂行出来ない場合には、基本的には補助金を返還することになります。具体的な事由により対応が異なる場合もありますので、事業実施主体へご相談下さい。 |
| 15 | 補助対象期間(7年間)終了後の省エネ設備の処分はどうになりますか。 | 補助事業の対象期間(7年間)を経過して事業目的も達成しており、農業用設備の処分制限期間7年、耐用年数7年も経過しているため、国の補助金として、制限はかかりません。 リース設備については、リース会社の所有物につき、事業のリース期間終了後の取扱については、リース会社と借受農家で話し合ってください。 |

○ 県協議会関係

| No. | 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 1 | 事業実施者となる協議会はどのような組織ですか。必須となる構成員はありますか。 | 事業実施者となる協議会は、都道府県内の事業の実施、資金の造成を担う組織です。必須となる構成員は、都道府県及び都道府県の区域をその区域とする農業者団体としています。 |
| 2 | 協議会をまだ設立していない場合、どうしたらよいでしょうか。 | 当該事業年度の公募終了時までに協議会を設立する必要がありますので、お早めにご相談下さい。 |
| 3 | 協議会で、セーフティネット構築事業及び推進事業の事業主体からの補助金は、分けて管理する必要がありますか。 | 事業主体(全国団体)から協議会への補助金交付決定は、協議会が提出し事業主体が承認した事業実施計画書のそれぞれの事業に要する額になりますが、協議会の資金の管理は、事業ごとに分ける必要はありません。 ただし、特にセーフティネット構築事業では、事業主体からの補助金のみならず、農業者組織からの積立金の管理も伴うことから、適切な資金管理の観点からは、事業ごとに分けて管理をすることが望ましいと考えております。 |
| 4 | 協議会の資金造成に対する事業主体からの助成はどうに行われるのですか。 | 協議会の資金造成に対する事業主体からの助成は、事業実施期間の各事業年度ごとに必要となる資金のうち、協議会からの申請を事業主体(全国団体)が承認した場合、助成を行うこととします。 |
| 5 | 他の事業等の協議会と兼務(2枚看板)することはできますか。 | 要件を満たす協議会が既にある場合は、その協議会を活用して本対策の事業実施者となることも可能です。 |
| 6 | 協議会の事務費は手当てされるのでしょうか。 | 本対策を適正かつ円滑に実施するために事業実施者が行う取組に対して、「推進事業」として定額により補助を行うこととしております。 推進事業では、事業の推進・指導事務、交付事務、実施確認に係る事務に必要な備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等の費用が補助対象となります。 |
| 7 | 協議会が備えるべき要件は何ですか。 | 協議会の要件は以下のとおりです。 (1)代表者が定められていること。 (2)構成員に都道府県及び都道府県の区域をその区域とする農業者団体が含まれていること。 (3)組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。 (4)事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 |

燃油価格高騰緊急対策Q & A

○ 省エネルギー推進計画関係

令和3年11月版

| No. | 問 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 1 | 省エネルギー推進計画とはどのようなものですか。 | 燃油価格に影響を受けにくい経営構造へ転換するため、施設園芸産地自らが策定・実践する計画であり、計画に参画する個々の農業者の省エネ取組計画を積み上げて、産地全体の燃油使用量等を3年間で15%以上削減する目標と目標達成に向けた取組手段を設定します。 |
| 2 | 目標とはどのようなものですか。 | ①新たに本対策に加入する支援対象者の目標は、『10a当たり燃油使用量の15%以上削減』となります。 ②継続の支援対象者の目標は、『10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減』、『単位生産量当たりの燃油使用量を15%以上削減』となります。 ③継続の支援対象者のうち、計30%以上の削減を達成している者の目標は、いままでの削減を維持した上で、『10a当たり燃油使用量の削減』、『単位生産量当たりの燃油使用量の削減』、『民間の金融商品や備蓄タンク等の活用による燃油コストの変動抑制』等、自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこととなります。 |
| 3 | 省エネルギー推進計画を策定することによってどのようなメリットがあるのですか。 | 省エネルギー推進計画が承認された場合、国は、燃油価格高騰緊急対策において、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援し、計画策定者は、価格高騰時に積立金の2倍を限度に補填が行われるセーフティネットに加入できます。 |
| 4 | 省エネルギー推進計画の策定主体(本対策における産地規模)の考え方を教えてください。 | 野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者であり、事業参加者が3戸以上で構成する農業者グループ又は代表者を含めた農業従事者(農業販売・加工を含む)の常時従業者(原則年間150日以上)をいうが5名以上の団体単位で策定していただきます(燃油価格高騰緊急対策では「支援対象者」と定義)。一般的には、JAなど一定のまとまりを持った単位を想定していますが、例えば、3戸以上の施設園芸農家であれば個々の温室が離れていても可能です(ただし、その際の産地範囲は県域単位とします)。 また、同一品目・複数品目いずれかでも差し支えありません。 |
| 5 | 省エネルギー推進計画の対象期間、国による支援事業の対象期間の考え方を教えてください。また、本対策における事業年度の考え方を教えてください。 | 省エネルギー推進計画の対象期間は、原則として3年間です(目標年度は計画策定事業年度の翌々事業年度)。事業実施期間は令和4事業年度末まで(令和元年12月に延長措置)ですので、この期間中に国の支援事業を活用して省エネ取組体制を整えた上で、目標年度迄に15%以上の燃油使用量等の削減を達成していただきます。また、令和2年事業年度より、事業年度は7月から翌6月となっています。 |
| 6 | 燃油使用量の削減目標(15%以上削減)の考え方を教えてください。 | 削減目標(15%以上削減)は、過去の平均的な所得水準を確保するために必要と考えられる削減値であり、現在の燃油使用量(省エネルギー推進計画策定時点の直近7年の最高値と最低値を除いた5年中の7中5平均または、経営指標や栽培ごよみなど地域の標準的な使用量を用いる)に対して省エネルギー推進計画期間内にNo.10に記載の取組手段により、15%以上削減する目標を設定してください(具体的方法はNo.14を参照)。 |
| 7 | 削減率の計算の考え方を教えてください。 | 支援対象者の1期目終了時の削減率は、 (1期目参加者の1期当初の現在値 - 1期終了時の参加者の実績値) / 1期目参加者の1期当初の現在値 支援対象者の2期目終了時の削減率は、 (1期目参加者の1期当初の現在値 + 2期目から参加者の2期当初の現在値) - 2期終了時の参加者の実績値) / (1期目参加者の1期当初の現在値 + 2期目から参加者の2期当初の現在値) となります。 |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | 現在使用量とは、どのように考えるのですか。 | <p>○1年間(12ヶ月)の使用量です。令和3事業年度から新たな3年間の計画を立てる場合は7月～翌6月の間の使用量になります。</p> <p>○新規の事業参加者については、原則過去の実績の7中5平均となります。 ただし、省エネ設備を導入し省エネに取り組んでいる者や過去の実績が把握できない者については、経営指標や栽培ごとみ、県試験場等の公的データ、近傍類似を参考してください。</p> <p>○継続の事業参加者については、 【2期目】 ①1期目の削減率(実績値)が15%以上の者については、前期計画現在値を15%削減した値を現在使用量とする。 ②1期目の削減率(実績値)が、15%未満の者については、1期目の終了時の実績値を現在使用量とする。 【3期目】 ①前期計画において計30%以上の削減を達成した者については、現在値又は前期計画現在値を15%削減した値を現在使用量とする。 ②前期計画に10a当たり燃油使用量の削減を選択し、かつ計30%以上の削減を達成していない者については、前期計画現在値を据え置いた値を現在使用量とする。 ③前期計画に単位当たり生産量を選択し、かつ計30%以上の削減を達成していない者については、3期目に10a計画ならば2期の実績値を、単位生産量計画ならば前期計画現在値を据え置いた値を現在使用量とする。</p> |
| 9 | 昨年、事業に参加しなかったが新規と継続どちらで計画すればいいのですか。 | <p>事業に参加しなかった期間が1期分(3年間)以内ならば、継続で計画を作成してください。 事業に参加しなかった期間が1期分以上ならば、新規で計画を作成してください。ただし、燃油使用量の目標値は当初計画の目標値を下回るものとします。</p> |
| 10 | 省エネルギー推進計画に3年以上取り組んだ支援対象者を解散し、再度新たな支援対象者を構成して、本対策に加入しようとした場合は、新規の支援対象者として、10a当たり燃油使用量の15%削減に取り組むこととなるのか。 | <p>新たな支援対象者を構成する事業参加者の構成状況による考え方です。 例えば、過去に省エネルギー取組計画に取り組んだ事業参加者が新たな支援対象者の過半数を占めるような状況なのであれば、新規の支援対象者とは見なさず、継続の支援対象者と考えます。</p> |
| 11 | 燃油使用量の削減目標達成に向けた取組手段の考え方を教えてください。 | <p>削減目標(15%以上削減)達成に向け、計画期間内に次の取組を実施していただきます。</p> <p>①『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート』を活用した省エネルギー生産管理の徹底による燃油使用量削減(計画参画全農家の必須取組) ②省エネ設備の導入による燃油使用量削減(産地パワーアップ事業の活用など、計画参画農家の任意取組) ③施設園芸セーフティネット加入により、省エネの取組体制を計画的に整備(計画参画農家の任意取組)</p> |
| 12 | 新規の省エネルギー推進計画の策定において、15%以上の削減目標のうち10%については「省エネルギー生産管理チェックシート」の実践で対応できますが、残りの5%の削減はどのように取り組めば良いのですか。 | <p>チェックシートの実践による10%の削減に加え、産地パワーアップ事業を活用したヒートポンプなど省エネ設備の導入や、自己資金での省エネ対策などに取り組んでいただき、これにより見込まれる燃油削減量を算定して産地全体(省エネ推進計画に参画する農業者の温室)で15%以上の削減目標となるように計画を立ててください(燃油使用量削減の根拠資料を添付)。 また、No.17のとおり、これまでに取り組んだ省エネ努力分を燃油使用量削減目標に反映していただくことも可能です。</p> |
| 13 | No.10の取組手段において、例えば、局所(株元・生長点)加温技術による省エネ対策、低温適応性品種への転換といった省エネ対策を目標達成のための取組として位置づけられませんか。 | <p>局所(株元・生長点)加温技術や低温適応性品種への転換などの省エネ対策についても積極的に実践していただき、見込まれる燃油削減量を算定して計画を立ててください(燃油使用量削減の根拠資料を添付)。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 14 | 根拠資料は何を提出すれば良いのですか。 | <p>県試験場等の公的データ、文献、メーカー資料等を添付してください。 適当な根拠資料がない場合は、施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルや施設園芸・植物工場ハンドブック等の熱貫流係数から理論上の燃油削減率を求めて使用してください。 例えば、 ビニールハウスで農POの1層カーテンから農PO+農POの2層カーテンにした場合、熱貫流係数が3.9から3.2になるので、理論上$0.7/3.9=18\%$の燃油使用量の削減できることとなります。 農ポリ2層のカーテンを農PO2層のカーテンにした場合、熱貫流係数が3.4から3.2になるので、理論上$0.2/3.4=6\%$の燃油使用量の削減ができる事となります。 他にも、おおよそではありますが、以下の数字もご活用ください。 10a当たりヒートポンプ1台の導入(ハイブリッド利用): 40% 10a当たり循環扇1台の導入: 10% 環境制御システムの導入: 5%</p> |
| 15 | 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標(▲15%以上)の算定方法を教えてください。 | <p>施設園芸の加温に用いるA重油または灯油を対象とし、次式により燃油使用量の削減目標を算定します。(灯油の場合は、換算係数(0.939)を用いてA重油使用量に換算します。)</p> $\text{削減目標(%) = 取組による削減量} / \text{現在の使用量} \times 100$ <p>○ 現在の使用量はNo.7を参照。</p> <p>○ 取組による削減量は、 新規の事業参加者については、 ①省エネルギー推進計画における必須取組である『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート』を活用した省エネルギー生産管理による燃油使用量削減として、一律10%の削減割合を設定して削減量を算定します。 ②残りの5%削減分は、省エネ設備の導入・更新、省エネ生産技術・品種の導入等による燃油使用量削減割合を算定し、①と合わせて15%以上の削減量を設定します。</p> <p>継続の事業参加者については、『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート』を活用を継続した上で、 ①省エネ設備の導入・更新、省エネ生産技術・品種の導入等による燃油使用量削減割合を算定し、15%以上の削減量を設定します。 ②栽培期間の延長、生産性向上設備の導入等による単位生産量当たりの燃油使用量削減割合を算定し、単位生産量当たり燃油使用量15%以上の削減を設定します。 ③計30%以上の削減を達成した事業参加者については、削減を維持した上で、自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組んでください。</p> |
| 16 | (新規参入者など)現在は加温設備を利用していない農家でも、省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができますか。その場合、当該農家の省エネ対策実施前の燃油使用量はどのように設定するのですか。 | <p>新規参入等の場合でも省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができます。 新規参入等の場合は、当該品目に係る地域内の類似経営における平均的な燃油使用量を利用して現在の燃油使用量(基準使用量)を設定してください。</p> |
| 17 | 先行して省エネ設備を導入・利用するなど、これまでに産地の省エネ化に貢献してきたにもかかわらず、今後更なる取組により燃油使用量を大幅に削減することは難しく、省エネルギー推進計画の審査上不利にならないませんか。 | <p>これまでに、先行的に設備投資を行ってきた農業者は、設備投資の償還と燃油経費の増加という二重のコスト負担を強いられる状況にあり、これらの影響緩和のための支援が必要と考えています。</p> <p>省エネルギー推進計画では、本対策加入前の燃油使用量を現在の燃油使用量と定義し、これまでの省エネ努力(省エネ設備導入等)による削減実績を含めて、計画終期における燃油使用削減量の目標として計上可能としています。具体的には、削減実績が不明な場合は、経営指標や栽培ごよみなどの標準的な加温ボイラーエネルギー使用量を現在の燃油使用量としたうえで、目標設定することが可能です。</p> <p>また、省エネルギー推進計画の審査(燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げた計画の優先順位の決定)において、「産地の省エネ設備(ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備)普及率」をポイントの1つとして評価することとしています。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 18 | <p>過去に本事業に取り組んだ生産者が、本事業に、再度加入する場合の現在使用量はどのように考えればよいのですか。また、省エネルギー推進計画の燃油使用量削減目標について教えてください。</p> | <p>現在使用量は、過去実績の7年中5年平均または3年平均となります。また、省エネルギー等推進計画は、事業に参加しなかった期間が前回加入終了時から1期分(3年間)以上ならば、新規として計画を作成いただくことになります。(No9を参照)</p> <p>新規で作成する場合には、チェックシートの実践による10%の削減を利用できることとします。</p> |
| 19 | <p>省エネルギー推進計画の申請・承認手続は誰がどのように行うのですか。</p> | <p>支援対象者が事業参加者(省エネルギー推進計画に参画する個々の農業者)の省エネ取組計画を取りまとめ、産地の省エネルギー推進計画として事業実施者(都道府県協議会)へ申請します。</p> <p>事業実施者は計画内容を審査のうえ、事業主体(全国団体)にその結果を報告し、事業主体からの予算配分を踏まえて省エネルギー推進計画を承認します。</p> <p>なお、省エネルギー推進計画の申請に際しては、「施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書」など必要な書類を添付してください。</p> |
| 20 | <p>省エネルギー推進計画の審査はどのように行われるのですか。</p> | <p>1. 申請のあった計画を事業実施者(都道府県協議会)が審査し、審査結果を事業主体(全国団体)に報告します。審査のポイントは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 燃油価格高騰緊急対策の趣旨に沿った計画内容であること ② 現在の燃油使用量に対し、15%以上の削減目標と目標達成に向けた取組が設定されていること ③ 目標達成に向けた取組手段が適切であること <p>2. 事業主体は、承認要件を満たす計画について、下記の『採択優先順位に係るポイント』の合計値(0.1ポイント刻みで評価)が高い順に採択優先順位を決定し、予算の範囲で事業実施者へ配分します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント①: 計画の燃油削減率 ポイント②: 現在の燃油使用量(対象品目の加温期総量) ポイント③: 現在の燃油使用量(対象品目の10a当たり使用量) ポイント④: 産地における省エネ設備普及率(ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備) <p>3. 事業実施者は予算配分を踏まえて計画承認手続を実施します。</p> |
| 21 | <p>例えば、3戸の施設園芸農家で省エネルギー推進計画を策定する場合、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも可能ですか。</p> | <p>野菜、果樹または花きの施設園芸農家3戸以上で構成する農業者グループで、No.7記載の取組手段により15%以上の燃油使用量削減目標を掲げていただければ、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも構いません。</p> |
| 22 | <p>例えば、大規模経営を行っている1戸1法人や単体の会社組織は、省エネルギー推進計画の策定主体になれますか。</p> | <p>平成30事業年度から新たに農業に常時従事者5人以上、並びに代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等については、1戸でも支援対象となることになりました。</p> |
| 23 | <p>① 例えば、計画参画者が健康上の理由で取組を続けられなくなった場合など、省エネルギー推進計画の変更は認められますか。 ② また、既に省エネ推進計画が承認されている場合、新たな事業年度分の申請時に、産地で合意が得られた取組を追加した現行計画の変更を行うことは可能ですか。</p> | <p>① 省エネルギー推進計画は、国の支援事業(セーフティネットの構築支援)採択の根拠となる基本計画であり、計画参画者が健康上の理由等で取組を続けられなくなった場合でも、新たに参加者を募るなどして、産地としての燃油使用量削減目標や計画内容への影響を軽減するための努力が必要です。</p> <p>② 承認済みの省エネルギー推進計画に取組を追加した計画変更を行う場合は、新たな事業年度分の申請時に、全体を網羅した変更計画を申請し、承認を得ていただく必要があります。変更計画が承認されれば、追加分を含む取組が支援対象となりますが、不承認の場合は、承認済の現行計画の取組だけが支援対象となります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 24 | <p>①「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」とは、何ですか。</p> <p>②前年に実施した項目をチェックすれば良いのですか。また、今回から新たに取り組むことでも良いのですか。</p> <p>③例えば、何項目以上実践といったノルマが課されるのですか。</p> <p>④温室毎にチェック・提出する必要がありますか。</p> | <p>①チェックシートは、生産者段階で取り組む基本的な省エネルギー対策を取りまとめた「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改定2版】(H30.10月、農水省生産局)」に基づき「暖房機の点検・清掃」「適切な温度管理」「温室の保温性確保」などの作業項目を自己点検しながら省エネ対策を進めるもので、省エネルギー推進計画に参画する全ての温室で取り組んでいただきます。</p> <p>②チェックシートでは、省エネルギー推進計画期間内に確実に実施可能な項目を自らチェックした上で、自助努力による省エネ対策に取り組んでいただくもので。また、今回から新たに取り組むことでも可能です。</p> <p>③取組項目数のノルマは設定しませんが、燃油価格に影響されにくい経営構造を目指すためには省エネ生産管理の実践は急務であり、各々ができる限りの項目に取り組んでいただく必要があります。</p> <p>④チェックシートは、省エネルギー推進計画に参画する温室毎に記入していただきますが、提出していただく必要はありません(温室の入口に張るなどして、継続的な省エネ対策を実践してください)。</p> |
| 25 | <p>省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標の達成状況について、評価または報告の義務はありますか。</p> | <p>省エネルギー推進計画に掲げた燃油使用量削減目標については、目標年度における燃油使用量の実績に基づき、目標の達成状況を事業実施者(都道府県協議会)に報告していただきます(この際、目標未達成の場合には、達成に向けた取組の方向性を明示してください)。</p> |
| 26 | <p>目標年度までに、策定した計画を達成出来なかった場合であっても、引き続き本対策に加入することは可能ですか。</p> | <p>本対策では、燃油使用量を15%以上削減する計画を策定し、目標年度までの間、適切に取り組んでもらうことを要件としています。そのため、結果的に燃油使用量の15%削減に未達であった場合でも、ペナルティー等はないことが、引き続き本対策に加入することは、可能としております。</p> <p>しかしながら、15%削減に未達だった場合は、実施状況報告書において、「達成に向けた取組の方向性」を報告してもらうこととなっており、その際には、適切に計画に取り組んだことを明示するとともに、気象条件、社会経済的要件等から未達となった要因を考察してもらうこととしております。</p> <p>そのため、15%削減に未達だった支援対象者が引き続き本対策に加入する場合は、上記考察を踏まえた上で、新たな計画を立てて下さい。</p> |
| 27 | <p>計画申請に向けて、産地で準備すべきことや手順、スケジュールを教えてください。</p> | <p>【計画申請に向けた準備の内容・手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギー推進計画の策定主体(産地規模、参画農家等)を決めます。 2. 個々の計画参画農家は、「省エネルギー取組計画」を作成し、これに基づいて支援対象者は、産地の省エネルギー推進計画を策定します。 3. セーフティネット構築事業に申し込む準備内容は次のとおりです。 <p>①個々の農家は、申し込む油種、積立コース、申込数量を決め、「省エネルギー取組計画」に記載する。</p> <p>②支援対象者は、①の申込み内容を取りまとめ、事業実施計画を作成するとともに、「積立契約申込書」と「燃油購入数量等設定申込書」を作成する。</p> <p>4. 省エネルギー推進計画の策定主体代表者は、上記2.、3. 及び4. の作業状況を踏まえ、15%以上の燃油削減目標を掲げた省エネルギー推進計画を作成し、関係書類とともに承認申請を行います。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>通常、当該年度の春に事業主体が公募を実施します。詳細は事業主体にお問い合わせ下さい。</p> |

10a当たり燃油使用量を削減する取組関係

| | | |
|----|--|--|
| 28 | <p>燃油使用量15%以上削減を超過達成した場合、『10a当たり燃油使用量を更に15%削減』する取り組みは、困難ではないか。例えば、燃油使用量の40%削減を達成した支援対象者は、そこから更に15%削減することとなるのか。</p> | <p>15%の超過達成分については、新しい計画の『10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減』の目標値にカウントしていただいて構いません。</p> <p>例えば、現在燃油使用量が10,000 Lだった事業参加者が、3年間の省エネの取り組みで、燃油使用量が6,000 L(実績値)となった場合、燃油使用量の削減率は40%となります。新たに、『10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減』に取り組む場合は、現在燃油使用量を8,500 L(当初計画を策定した際の現在値10,000 Lの15%削減)とし、15%を超過達成した25%分(2,500 L)は、目標値にカウントし、6,000 Lに設定していただいて構いません。</p> <p>超過達成した6,000 Lを現在値とし、そこから15%削減した5,100 Lを目標値とするわけではありません。</p> |
|----|--|--|

| | | |
|----|---|---|
| 29 | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践による燃油使用量10%削減は、引き続き見込むことが可能か。 | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10%の削減割合を現在使用量に乗じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができます。 ただし、省エネルギー推進計画を最初に計画を策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、『10a当たり燃油使用量を更に15%削減』することを取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10%の削減割合を見込むことはできません。 |
| 30 | 省エネルギー等対策推進計画において、燃油使用量15%以上の削減目標のどのように取り組めば良いか。 | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践による燃油使用量の10%の削減に加え、ヒートポンプなどの省エネ設備の導入に取り組んでいただくほか、燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入、低温適応性品種への転換 等で削減に取り組んでいただきます。(燃油使用量削減の根拠資料を添付)。 |

単位生産量当たり燃油使用量を削減する取組関係

| | | |
|----|--|---|
| 31 | 省エネルギー等対策推進計画において、単位生産量当たりの燃油使用量15%以上の削減目標のどのように取り組めば良いか。 | 例えば、ヒートポンプなどの省エネ設備の導入に取り組むこと、燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入、低温適応性品種への転換 等で燃油使用量の削減に取り組んでいただくことに加えて、炭酸ガス発生装置等の生産性向上設備の導入、栽培技術の改善等により生産量を増加させることで、単位生産量当たりの燃油使用量の削減に取り組んでいただきます。(燃油使用量削減及び生産量向上の根拠資料を添付)。 |
| 32 | 支援対象者内で、複数の品目を生産している場合、生産量の合計は、どのように記載すれば良いか。 | 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目について、それぞれの生産量の合計を記載して下さい。 |
| 33 | 省エネルギー推進計画に、『支援対象者A』として、3年間取り組んだが、事業参加者が複数の品目を生産しており、集計等が煩雑になることから、省エネルギー等対策推進計画を策定するにあたって、一度『支援対象者A』を解散し、『支援対象者A(トマト部会)』、『支援対象者A(きゅうり部会)』、『支援対象者A(その他品目部会)』の3つの支援対象者として、取り組むことは可能か。 | 可能です。ただし、その際は、それぞれの支援対象者が省エネルギー等対策推進計画を策定していただくこととなります。 |
| 34 | 複数の品目を生産している支援対象者が、単位生産量当たりの燃油使用量を15%以上削減に取り組む場合、目標とする削減率は、記載したそれぞれの品目で15%以上を満たす必要があるか。 | 記載いただいた品目それぞれで単位生産量当たりの燃油使用量を15%削減する目標を立て取り組んでいただく必要があります。 なお、支援対象者内で、複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、記載して下さい。 |
| 35 | 生産量について、花きのように、重量による把握が困難な場合は、どのようにすれば良いか。 | 重量での把握が困難な場合は、適宜単位を変更していただいて構いません。例えば、切り花であれば、『本数』、鉢物であれば、『鉢数』に単位を変更して構いません。 |
| 36 | 一定面積のハウスで、5号～7号のような大きさの異なる鉢物を生産しており、毎年その比率が変わるように場合は、どのようにすれば良いか。 例えば、最終年に7号のような大きな鉢物の割合が増加した場合、鉢数が減少することから、達成が困難になるのではないか。 | 大きさが異なる鉢物の場合、主力となる大きさの鉢を決め、その他の鉢には、鉢の大きさに応じた換算係数をかけて、個数を推計することが考えられます。 比較対照となる単位生産量が把握できれば、他の手法でも構わないと考えますが、判断に迷うようであれば、事業実施者や事業主体に御相談下さい。 |
| 37 | 生産量の向上に関する根拠資料が必要になると思われますが、どういったものが必要か。 | 事業参加者においては、省エネルギー等対策取組計画の中で目標とする燃油使用量や生産量を記載することになりますので、その使用量や生産量がどういった根拠をもとに作成されたものなのか、きちんと説明できる資料であれば問題ないと考えます。 例えば、設備(省エネ設備・生産性向上設備)については、試験場やメーカーデータ等が根拠資料になると考えます。 |
| 38 | 生産量ではなく、生産額当たりの燃油使用量を削減する取り組みについては、認められないのか。 | 野菜等は、年度によって、価格が大きく変動する性質があるため、生産額では燃油使用量の削減実態が現れにくいことから、生産量をベースに考えることにしました。 |

民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する取組関係

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 39 | 備蓄タンクを活用した燃油コストの変動抑制とは、具体的にどのような取組か。 | 燃油価格が安くなった時に予め大量に購入し、備蓄用タンクに保管しており、燃油価格が高騰した際には、備蓄用タンクに保管されていた燃油から一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で事業参加者に売り渡す取組です。 |
|----|--------------------------------------|---|

| | | |
|----|--|---|
| 40 | 備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動を抑制する場合、備蓄した燃油は目標年度までに販売する必要があるのか。 | 備蓄タンクを整備する目的は、燃油価格が高騰した際の備えなので、燃油価格が高騰しなければ、販売する必要はありません。 |
| 41 | 支援対象者として燃料備蓄タンクは所有していないが、リース等で燃料備蓄タンクを借りて、燃油コストの変動抑制に取り組んでも構わないか。 | リース等であっても、備蓄タンクを支援対象者として使用し、燃油コストの変動を抑制しているのであれば、問題ありません。 |
| 42 | 燃油コストの変動を抑制する取り組みについては、金融商品の活用と備蓄タンクの整備のみが該当するのか。 | 支援対象者独自でA重油価格の補てんを行うなど、様々な取り組みが該当すると考えられますが、燃油コストの変動を抑制する取り組みに該当するか否か判断に迷う場合は、事業主体に予め確認いただきますようお願いします。 |
| 43 | 民間の金融商品を活用し、燃油コストの変動抑制に取り組む場合、リスクヘッジする原油価格や気温等についての基準があるのか。 | 基準は設定しておりません。 |
| 44 | コールオプション取引について、「原油」ではなく、本事業で対象となる「A重油」や「灯油」を対象とする取引が存在しているのか | 現状では「A重油」や「灯油」そのものを対象とする取引はありません。しかしながら、「A重油」や「灯油」については、「原油」と相関性があることから、「原油」のコールオプション取引を活用しリスクヘッジをとることを想定しております。 |
| 45 | オプション取引によるリスクヘッジの考え方如何。 | <p>オプション取引には、コールオプション(買う権利)とプットオプション(売る権利)があり、それぞれに買い手と売り手が存在します。施設園芸農家における燃油のように、価格が上昇した際に損失を被る者が、価格上昇のリスクを回避(ヘッジ)するためには、コールオプションの買い手となる必要があります。</p> <p>コールオプションの買い手は、予め決められた価格(権利行使価格)で決められた期日(例:6ヶ月後)に買う権利を購入し、その対価として、売り手に対してプレミアム(オプション料)を支払います。</p> <p>コールオプションの買い手は、価格が高騰した際には、権利行使することで利益を得ることができますが、逆に価格が下落し、権利行使価格を下回った場合は権利を放棄することが可能です。なお、放棄した場合の損失は、予め売り手に対して支払ったオプション料が上限となります。</p> <p>【参考】価格が下落した際に損失を被る者が、価格下落のリスクを回避(ヘッジ)する場合は、プットオプションの買い手となる必要があります。</p> |
| 46 | 原油価格が権利行使価格を下回った際には、プレミアム(オプション料)を支払うこととなり、損失が発生するのではないか。 | コールオプションは、燃油価格が高騰した際に、安定した経営を行うための備えであり、燃油の価格が高騰しない場合は、オプション料が「掛け捨て」になります。オプション料は損失としてとらえるのではなく、燃油コストの変動を抑制することで、安定した経営を実現するために要したコストの一部として考えていただく必要があると考えます。(オプション料がコストの上限になります。) |
| 47 | 施設園芸農家でコールオプション取引や天候デリバティブ活用し、燃油コストの変動抑制をいるような事例はあるのでしょうか。 | コールオプションや天候デリバティブを扱っている企業に話を伺う中では、これまで施設園芸農家での契約事例はないことから、新しい取り組みとなります。なお、金商法の関係上、個人で契約することは出来ないことから、契約に当たっては、法人格を有している必要があります。 |
| 48 | 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動抑制に取り組む計画を策定したものの、市況の動向を踏まえ、購入を見送ることがあってもよいか。 | 策定した計画について取り組んでいただく必要がありますので、実際に購入していただく必要があります。 |

燃油価格高騰緊急対策Q & A

○ 施設園芸セーフティネット構築事業関係

令和3年11月版

| No. | 問 | 回 答 |
|-----------|--|--|
| 全般 | | |
| 1 | セーフティネットの対象となる期間は具体的に何月から何月ですか。 | <p>施設園芸における燃油需要期である毎年11月から翌年4月までの6ヶ月間を基本的な対象期間とします。</p> <p>ただし、産地の作型等を勘案し、事業主体の特認として、毎年10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間(最大9か月)を対象期間とすることができます。</p> <p>なお、対象期間は、支援対象者ごとに、1つの対象期間とします。支援対象者の構成員の農家が異なる対象期間を選択したい場合は、別の支援対象者を組織して申請していただく必要がありますのでご留意ください。</p> |
| 2 | 対象となる油種は何ですか。 | 対象油種は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油です。 |
| 3 | A重油や灯油と同様に、木質バイオマスも補てんの対象とすることができるのか。 | <p>施設園芸の冬期加温に使用する燃油は、ほとんどを海外からの輸入に依存しており、かつ燃油価格は為替や国際的な商品市況の変動の影響を受けやすい傾向にあります。</p> <p>農業者は、為替の変動等の影響により、燃油価格が急激に上昇した場合、これを販売価格に転嫁することが容易でないことから、このような事態が経営に与える影響を緩和する対策として、燃油に対するセーフティネット事業を講じているところです。</p> <p>一方、木質バイオマスについては、燃油と異なり、①輸入に依存している状況とは言えないこと、②為替や国際的な商品市況の変動等による急激な価格変動は考えられないことから、セーフティネット構築事業の補てん対象とすることは困難と考えています。</p> |
| 4 | 灯油について、施設園芸の用に供するものとそれ以外の用に供するものをどのように区分すればよいのですか。 | <p>セーフティネットは、燃油の購入量に対して補てん金が支払われるため、購入時点において、セーフティネットの対象になる用途と対象にならない用途の区分ができる必要があります。</p> <p>灯油について、購入時点において、セーフティネットの対象とならない家庭暖房用などと区分し、かつ、流用等ができないように管理できている場合にセーフティネットの対象とするようにしてください。</p> |
| 5 | セーフティネットの発動基準価格は具体的にいくらでしょうか。 | <p>セーフティネットの発動基準価格は次の計算式により計算し、令和3事業年度は83.1円／リットルです。</p> <p>(計算式)過去のA重油価格の7中5平均×100%</p> |
| 6 | 基準価格は今後も更新するのですか。 | 直近年のデータを用いて、毎年更新します。 |

| | | |
|----|---|---|
| 7 | 補填対象の燃油数量は、どのように考えればよいのですか。 | <p>補填対象の燃油数量は、当該月に購入した燃油の数量の70%です。 なお、特例措置として、平年の平均気温を下回る地域(事業年度当初の申請地点)においては、月の平均気温の平年差に応じて補填対象の燃油数量の割合を段階的に引き上げます。 (低温特例措置)</p> <p>月の平均気温平年差</p> <p>△0.1～△0.4℃: 当該月購入燃油数量 × 80%</p> <p>△0.5～△0.9℃: 当該月購入燃油数量 × 90%</p> <p>△1.0～ : 当該月購入燃油数量 × 100%</p> <p>また、前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%、2年前の122%、3年前の133%、いずれかの価格以上の高騰時に補填対象の燃油数量の割合を100%とします。R3事業年度は90.6円/L以上の価格となった際に発動します。 (急騰特例措置)</p> <p>前年加温期平均価格: 81.6円 × 111% = 90.6円/L ← 最も低い価格 前々年(2年前)加温期平均価格: 85.9円/L × 122% = 104.8円/L 前々々年(3年前)加温期平均価格: 88.1円/L × 133% = 117.2円/L</p> |
| 8 | 加温期間はいつからいつですか。 対前年加温期間平均価格は、いつ分かりますか。 | 加温期間は11月から翌4月です。 4月分の農業物価統計調査が公表された後となります。4月分の価格は、通常翌月末公表なので、5月頃になります。 |
| 9 | 積立の単価は個々の農業者が選択できるのですか。 | 積立の単価は、個々の農業者が次のいずれかを選択できます。 ○A重油価格の115%相当までの高騰に備える場合: 12.5円/リットル (灯油は13.2円/リットル) ○A重油価格の130%相当までの高騰に備える場合: 24.9円/リットル (灯油は26.4円/リットル) ○A重油価格の150%相当までの高騰に備える場合: 41.6円/リットル (灯油は44.0円/リットル) |
| 10 | セーフティネット発動の判定は何時、どのように行うのですか。 | セーフティネットの発動は、対象期間中の各月ごとに、毎月公表される「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部)において、A重油の全国価格が発動の基準となる価格を上回ったかどうかにより、事業主体が判定し、農産局長と協議の上決定します。 |
| 11 | セーフティネットが発動した場合、補填金はいつごろ支払われるのですか。 | 発動後、農業者が実際に購入した燃油量を報告を受け、事業実施者の県協議会から補てん金を交付することになります。 支払のタイミングは、各県協議会が決めることになりますが、概ね、発動月の翌々月を想定しています。 |

積立契約関係

| | | |
|----|---|--|
| 12 | 積立契約とは何ですか。 | 積立契約は、支援対象者の農業者組織と事業実施者の県協議会とが締結するセーフティネットへの加入のための契約です。 積立契約の契約期間は、原則として、契約日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、本事業の実施期間の末日(6月末)までの間で、積立金の納付、補てん金の支払い等のセーフティネットの枠組みを取り決めます。 |
| 13 | 積立契約はいつ結ぶのですか。 | 積立契約は、県協議会から省エネルギー推進計画及び事業実施計画の承認を受けた後に、当該年のセーフティネットの対象期間の開始前に締結することになります。 |
| 14 | 複数の積立契約を結ぶことができますか。 | 積立契約は、農業者組織ごとに1つを結ぶのが基本です。 農業者組織の構成員である農家が、複数の農業者組織に入っている場合は、当該農家にとって複数の契約があることになります。この場合、数量申込みや燃油購入伝票がそれぞれの組織で峻別できることが必要です。 |
| 15 | 加入組織は、積立契約が締結された証拠として、手元にどのような書類を持つことになりますか。 | 事業実施者である県協議会は、積立契約を締結した時は、加入組織に積立契約締結完了通知を送付します。 |
| 16 | 加入組織(及びその構成員)が提出した書類に虚偽の記載があった場合など、加入組織が積立契約上の義務を怠った場合にどのように対応するのですか。 | 事業実施者である県協議会が事業主体の承認を得て定める本事業の業務方法書において、加入組織が提出した書類に虚偽の記載があった場合等については、県協議会は補てん金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した補てん金の全部又は一部を返還させることができる旨が規定されます。 |

| | | |
|------------------|---|---|
| 17 | 加入組織の名称や住所が変更された場合には、どのように対応するのですか。 | 加入組織の名称や住所に変更があった場合は、速やかに事業実施者の県協議会に「積立契約変更届出書」を提出して下さい。 |
| 数量申込関係 | | |
| 18 | 数量申込みとはどのようなものですか。 | 数量申込みは、セーフティネットに加入しようとする農業者組織が、その構成員が事業の対象期間中に購入する予定の施設園芸用燃油の量を申し込むものです。 数量申込みで申し込んだ数量は、加入組織が納付する積立金の額の算定基礎となります。 |
| 19 | 数量申込みはいつ行うのですか。 | 数量申込みは、農業者組織が事業実施者の県協議会に省エネ推進計画と事業実施計画を提出する際に行います。 |
| 20 | 申請する数量はどのように決めればよいのですか。 | 農家個々が、自分の過去の施設園芸用燃油の使用量等を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んで下さい。 暖冬、寒冬の予想は立てないので、計画の目標数量に関わらず、寒さを想定し、若干の多め(現在使用量の2割程度)の数量とすることも可能ですが、それより多い購入数量の申込みをする場合は、その理由をきちんと説明できるようにしておく必要があります。 事業実施者の県協議会は、申込み者の経営面積等から見て過大ではないか等の確認を行うことになります。 |
| 21 | 数量申込みで申し込んだ施設園芸用燃料の購入予定数量は変更できるのですか。 | 数量申込みで申し込んだ購入予定数量は、原則として、対象期間中の変更是できません。 |
| 22 | 申し込む数量の単位は何リットルですか。 | 申し込む数量は、1リットル単位(小数点以下切り捨て)となります。 また、積立額の計算(単価×申込数量)は、100円単位で切り捨てとなります。 |
| 23 | 申し込む数量の上限及び下限はあるのですか。 | 申し込む数量に上限及び下限はありません。 ただし、過去の燃油使用量と比較して多い場合は、その妥当性について事業実施者の県協議会が確認することになります。 また、0リットルでの申込みはできません。 |
| 積立関係 | | |
| 24 | 積立はどのように行うのですか。 | セーフティネットの加入組織は、対象期間の開始前までに、事業実施者の県協議会が定める方法に従って積立金を納付します。積立金の納付は一括払いで行います。 |
| 25 | 積立の額はどのように算出するのですか。 | 積立額は、農家ごと(又は農家が選択した油種ごと)に、数量申込みで申し込んだ購入予定数量に積立単価を乗じ、さらに1/2(農業者負担分)を乗じて算出します。 |
| 26 | 数量申込書の積立金の額は、何円単位で記入するのですか。 | 積立金は、農家ごと(又は農家が選択した油種ごと)に、100円単位で取り扱います。したがって、対象数量と積立単価を乗じさらに1/2を掛けて、計算結果を切り捨てにより100円単位として記載してください。 |
| 27 | 積立金に対する税制の優遇措置はないのですか。 | 積立金は預け金であり、税制の優遇措置はありません。 |
| 28 | 積立金は、税務上、経費に該当するのですか。また、解約により積立金が返還された場合、税務上、どのような扱いをすればよいのですか。 | 積立金は預け金であり、税務上、経費には該当しません。したがって、積立金の解約等により返還された積立金の残額は収益にはなりません。 |
| 29 | 補填があった場合、積立額はどうなるのですか。 | 補てん金は、国と加入組織(農家)が積み立てた資金から支払われます。補てん金の半分は加入組織(農家)の積立金から支出されることから、補てんがあった場合、加入組織(農家)の積立金は支払われた補てん金額の半額分減少します。 |
| 30 | 積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。 | 事業実施期間が終了し積立契約が終了した場合は、県協議会に造成した資金のうち加入組織の積立分を算出し、返還することになります。 |
| 購入数量の報告関係 | | |
| 31 | 月ごとの施設園芸用燃料の購入数量とは何のことですか。 | その月に購入し納品された施設園芸用燃油の数量を指します。その月に含まれるか否かの仕分けは、購入伝票や納品書等に記載された日付で行います。このため、宛名、購入数量、日付が明記された納品書及び領収書が必要となりますのでご注意ください。 |
| 32 | 納品書を紛失した場合はどうすればよいのですか。 | 納品書を紛失した場合は、購入元の責任者から納品を証明する書類を提出していただくことが必要です。 |

| | | |
|----|--|---|
| 33 | 購入実績報告の際、数量設定した燃油を全量施設園芸用に使用したか不明な場合や納品伝票を紛失した場合はどのようにしたらよいのですか。 | 補てんの対象となる燃油の購入数量を証明する責任は加入組織(農家)にあります。適切な証拠書類(領収書及び納品書等の裏付けとなる帳票)を用意でききない場合は、その分の燃油の購入数量を補てんの対象外としてください。 なお、農協等から燃油を購入した場合においては、農協等が管理する販売データを用いて購入実績を証明することとしても差し支えありません。 |
| 34 | 月ごとの購入実績について、報告後に修正できますか。 | 購入実績の報告については、事業実施者の県協議会が定める報告期限を過ぎてからの修正は困難です。 |
| 35 | 翌月以降における補填の可能性を留保しておくため、購入実績の報告を意図的に少ない数量で行うことは可能ですか。 | 月ごとの購入実績の報告において、実際より少ない数量が報告された場合には、その報告に基づいて算定された額の補てん金が支払われます。 その場合、報告されなかつた購入実績をそれ以降の別の月に報告することはできません。 |
| 36 | 数か月先に使用する燃油も含めて購入した場合、セーフティネットの対象となる燃油量をどう判断するのでしょうか。 | その月に購入されたことの判断は、購入伝票のほか、納品書の日付で確認します。 |
| 37 | 気温が低かったことから、申込み数量以上の燃油を使用したのですが、セーフティネットの対象となりますか。 | 対象となりますが、補てん金の総額は、積立金残額の2倍が限度となります |
| 38 | 口座振込やクレジットの場合、購入実績の報告に必要な書類はどのようなものですか。 | 燃油の購入実績の報告では、代金を支払ったことを確認するため領収書等の提出が必要ですが、口座振込等で購入元から領収書等が出されない場合もあります。この場合には、購入元から代金を領収した証明書を出してもらうか、振込明細書及び通帳の振込部分の写し等で燃油代金を支払ったことを確認できる証拠書類を提出してください。 |

補填関係

| | | |
|----|--|---|
| 39 | 補填金は、税務上どのような扱いになるのですか。また、課税事業者の農業者が補てん金を受けた場合、仕入れに係る消費税相当額の取扱いはどうなりますか。 | 補てん金の内訳は、1／2が自らの積立金で、1／2が国による助成金です。このため税務上、国の助成分については(適切な費目に計上して)益金として処理することが必要です。 自らの積立分については、預け金である積立金が払い戻されたものとして取り扱います。 また、当該補てん金は、補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額が含まれる補助金とは異なるため、仕入れに係る消費税相当額の該当はありません。 |
| 40 | 補填金の送金手数料は誰が支払うのですか。 | 事業実施者が補てん金を加入組織に支払う際の送金手数料は、推進事業でまかなうほか、加入組織の負担とすることができます。その場合、補てん金のうち加入組織の積立分から控除する方法が可能です。 |
| 41 | 支払われた補填金を加入組織でプールしても構いませんか。 | 加入組織である農業者組織(支援対象者)の構成農家の合意のもと、組織でプールすることは問題ありません。 |
| 42 | 補填金は、何円単位で支払われるのですか。 | 補てん金は、1円単位で交付されます。 |
| 43 | 補填単価が著しく少ない場合も想定されるが、こうしたときにも必ず補填は行われるのか。 | 補てん単価は、原則として計算式から算出される値を使用しますが、これが著しく少ない場合等については、補てん交付の実施の有無も含め、事業主体と生産局が協議して決定することになります。 |
| 44 | 補填金が支払われないのはどのような場合ですか。 | 補てん金を交付する月が連続するなどにより、対象期間の途中で積立金が0になった場合は、それ以降の補てん金の支払いは行われません。 |
| 45 | 補填金交付対象とならなかった当該月の購入数量は、次回の補填に当たり、加入当初に設定した燃油購入予定数量から控除されるのですか。 | 購入数量については、補てんが実施される月のみ報告をしていただくことになっており、当初に設定した燃油購入予定数量から控除されるのは、補てん金交付の対象となった数量のみです。 ただし、地域の作型等の状況からみて、報告数量に疑義のある場合は補てんの実施や時期に関係なく報告を求めることがあります。 |

その他関係

| | | |
|----|--|--|
| 46 | 積立契約は解約できますか。 | 加入組織は事業実施者の県協議会に解約を申し出ることにより、契約期間の途中に積立契約を解約し、積立金の残額を受けることができます。 |
| 47 | 複数の加入組織に参加し複数の積立契約を持つ者については、補填の実施に際して購入数量実績がダブルカウントされる可能性がありますが、防止措置はあるのですか。 | 事業実施者の県協議会が、加入組織の構成農家の氏名等の照合を行い、補てんの対象となる購入数量等についてチェックすることになります。 |

| | | |
|----|--|---|
| 48 | 申請時期はどのようにになりますか。 | 申請時期は、事業主体である全国団体が定めることになりますが、通常、当該事業年度の春に公募を実施します。 詳細は全国団体にお問い合わせ下さい。 |
| 49 | きのこ類は対象になりますか。 | きのこ類は対象となりません(ただし、マッシュルームを除く)。 |
| 50 | 野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家は対象となりますか。 | 本事業の対象となる施設園芸を営む農業者には、野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家も含まれます。 |
| 51 | 施設園芸に新規に参入した者や、新たに施設を増設した者についても対象になりますか。 | 新規参入者や、施設の増設により、当該農家の燃油使用量が増加することになりますが、その農家が参加する農業者組織全体において、省エネ推進計画の燃油使用量削減目標(現状から15%以上削減)を達成することができる場合は、本対策の対象となることができます。 |